

第2節 政策と施策

行政分野の体系に基づき、32の施策ごとに、目指す将来の姿や取組方針などを示します。

基本目標1 <健康福祉> 共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり

政策1
みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながる
まちづくりを進めます

政策担当部局：健康福祉部、建設部

- 施策1-1 こどもが生まれ健やかに育つ環境づくりの推進
- 施策1-2 健康づくりと地域医療の充実
- 施策1-3 高齢者福祉の向上による生きがいづくりの推進
- 施策1-4 安心して生活できる障がい者（児）福祉の充実
- 施策1-5 生活に困難を抱える人への自立支援の推進
- 施策1-6 支え合いによる地域共生社会の実現

施策1-1

こどもが生まれ健やかに育つ環境づくりの推進

施策担当部局：健康福祉部

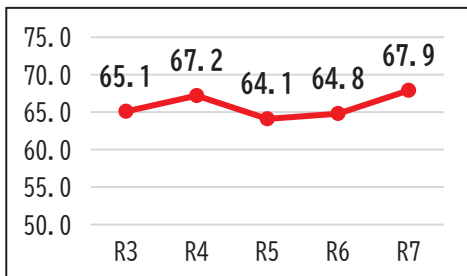
目指す将来の姿

こどもが真ん中にいるという意識が地域に根付き、安心してこどもを産み育てられる環境づくりと、こどもや若者一人ひとりの健やかな成長を地域全体で応援するまちになっています。

まちづくり指標

「こども子育て施策」に対する市民満足度

過去5年の市民満足度（点）



現状値
(過去5年平均)

66.0点

目標値
(R12)

72.6点

施策の成果指標

乳幼児健康診査受診率

現状値
(直近値)

97.1%

目標値
(R12)

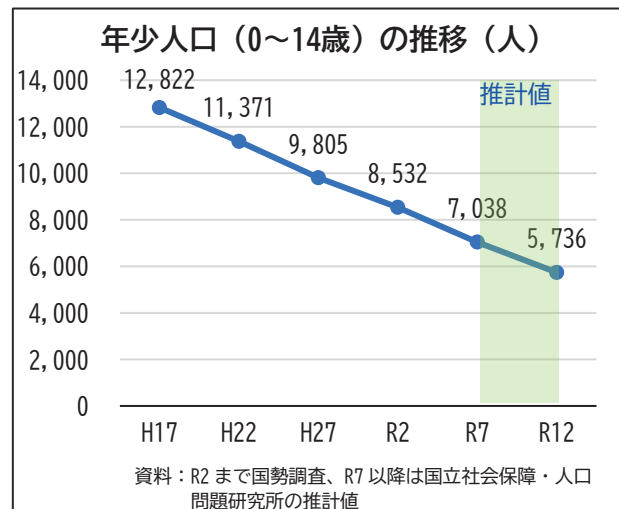
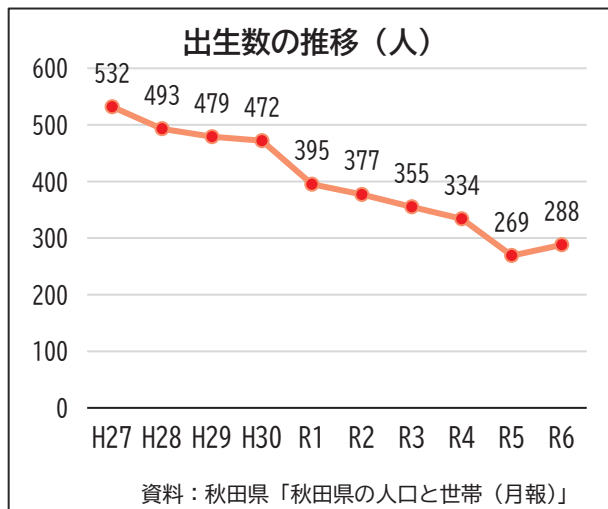
100%

学童保育の待機児童数（年間）

24人

0人

関連グラフ



現状と課題

- 1 核家族化や共働き家庭の増加、同居家族の高齢化などを背景に、学童利用率は上昇傾向にあります。また、こどもが保育園等から小学校に入学する際に直面する仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」があります。放課後を安心して過ごせる環境を整備し、保護者の子育てと仕事の両立を確保するため、学童保育環境を充実していく必要があります。また、養育環境に課題を抱えるこどもたちに対し、安心できる居場所を提供し、多様な課題に対応できる支援策の創出が必要です。
- 2 少子化が急速に進行する中、未就学児童に対する教育・保育サービスにおける課題は、従来の「量的拡充」から「適正な量の確保と質の向上」へと移行しつつあります。保護者の就労環境の多様化に対応した保育や、教育的視点から就労要件を問わず利用できるサービス等、子育て世代の多様なニーズに対応する事業の充実が必要です。
- 3 核家族化の進行や共働き世帯の増加、また晩婚化や高齢出産等が影響し、ヤングケアラーと呼ばれるこどもが増える要因が高くなってきています。潜在的なヤングケアラーをいち早く把握し、適切なサービスにつなげる体制整備が必要です。
- 4 妊婦の身体的、精神的な状態や、家庭環境、育児に対する不安などを把握し、必要なサービスにつなげるため、母子手帳の交付の段階からの専門職とのかかわりが重要になってきています。妊娠・出産から子育て期まで、切れ目なく子育て世代を支援していく体制の強化が更に求められています。安心して子育てができ、こどもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育て期まで母親を孤立させず、切れ目なく支援していく体制を強化することが必要です。
- 5 不登校や引きこもりとなっているこどもの数が、徐々に増えてきました。不登校やひきこもりをはじめ、こどもや若者がどんな状況にあっても、地域の中で居場所と役割を見つけ、社会へ安心して一歩を踏み出せるサポート体制をさらに強化していく必要があります。
- 6 物価の変動が著しく、経済的な困窮が深刻化してきている中で、こどもたちの生活に格差が生じることが懸念されています。ひとり親家庭やこどもの養育に不安のある家庭など、支援を必要とする家庭の把握と支援体制の強化が必要です。

用語解説

- ヤングケアラー
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

取組方針

こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活できるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指し、かつ子育て世代の主体性とニーズを尊重しながら「ここで子育てをしたい」と思える「まち」の実現を目指します。

施策の展開

1 こどもの健全育成

- 学童保育の質の向上等に向け、関係機関との連携強化を図っていきます。また、横手市学童保育整備計画に基づき、学童保育環境を充実していきます。
- 養育環境等に問題を抱えている児童やその保護者に対し、必要な支援をする児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業の実施に向けた量的な調査、検討を行い、計画的に制度設計を進めます。

主要事業等 放課後児童健全育成事業

2 多様な保育ニーズへの対応

- 仕事と育児の両立が安心してできるよう、保護者のニーズに合わせた延長保育や一時預かり事業、病児保育事業、認定こども園への移行支援等を実施します。
- 就労要件を問わず利用できる乳児等通園支援事業の実施を計画的に進めます。

主要事業等 地域子ども・子育て支援事業（延長保育・病児保育等）、乳児等のための支援給付事業

3 ヤングケアラーへの対応

- 関係機関と連携し、ヤングケアラーの調査を毎年実施しながら、必要に応じたサービスにつなげるなど、変化する家庭状況を継続的に把握し対応していきます。

主要事業等 児童虐待防止ネットワーク事業

4 子育て支援の充実

- こども又はその保護者の身近な場所で、妊娠期から子育て期、またそれぞれの成長過程における発達に関する相談など、幅広い相談に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。
- 産後の身体的な回復への支援、育児相談、保健指導等の充実を図ります。
- 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業の実施に向けた調査、検討を行い、計画的に制度設計を進めます。

主要事業等 地域子育て支援拠点事業

母子保健の充実

- 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康と健やかな発育・発達を促すための支援をします。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別相談にきめ細かな対応をします。
- 健康相談や個別訪問等を実施し、妊産婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等と一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供します。

主要事業等 各保健（妊産婦・乳幼児・歯科）事業

5 サポート体制の強化

- 横手市ひきこもり地域支援センターにおいて、こども・若者世代に対し、不登校から卒業後まで切れ目のない支援を行います。

主要事業等 孤独・孤立対策推進事業

6 切れ目のない支援の充実

- 安心して産み育てることができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の無償化、児童手当の支給、医療費の助成、不妊治療に対する助成を引き続き実施します。
- 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布やさまざまな相談業務、また児童扶養手当の給付を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組みます。

主要事業等 子どものための教育・保育給付事業、児童手当・児童扶養手当給付費、福祉医療事業、不妊治療費助成事業、ひとり親家庭支援事業



みんなで一緒にできること

- 私たちは、地域でこどもたちを見守る体制作りにも協力し、こどもたちの健やかな育ちを応援します。
- 私たちは、地域の見守りによる児童虐待の早期発見、防止に努めます。
- 私たちは、ヤングケアラー、ひきこもり、発達障害等に関する理解を深め、必要な支援につながるよう協力します。
- 事業者は、仕事と子育てを両立できる、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。

関連計画

横手市こども計画、横手市子ども・子育て支援事業計画（夢はぐくむゆきんこプラン）、横手市教育・保育施設整備計画、よこて健康増進計画、横手市教育ビジョン、男女共同参画行動計画、横手市食育推進計画

施策1-2 健康づくりと地域医療の充実

施策担当部局：健康福祉部

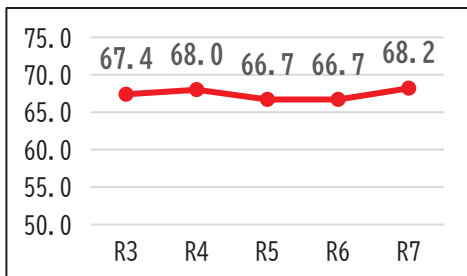
目指す将来の姿

市民が心身ともに健やかで充実した生活が送れ、それを支える医療・保健の社会基盤が整っています。

まちづくり指標

「保健活動・健康づくりの充実」に対する市民満足度

過去5年の市民満足度（点）



現状値
（過去5年平均）

67.4点

目標値
（R12）

74.1点

施策の成果指標

特定健康診査受診率

現状値
（直近値）

47.1%

目標値
（R12）

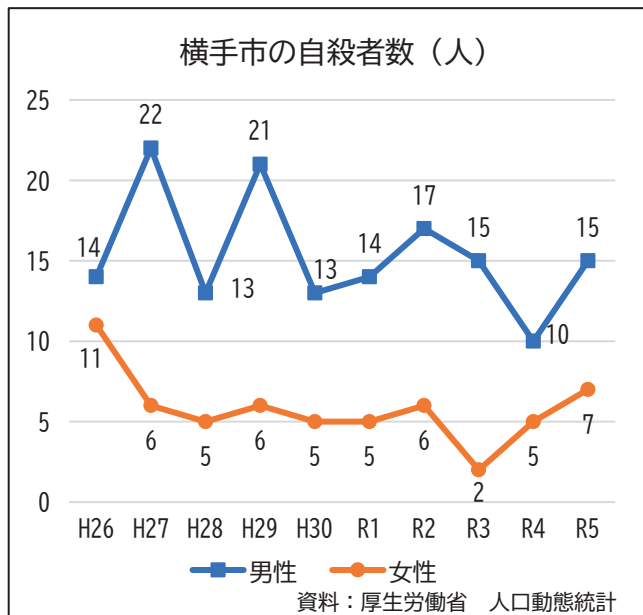
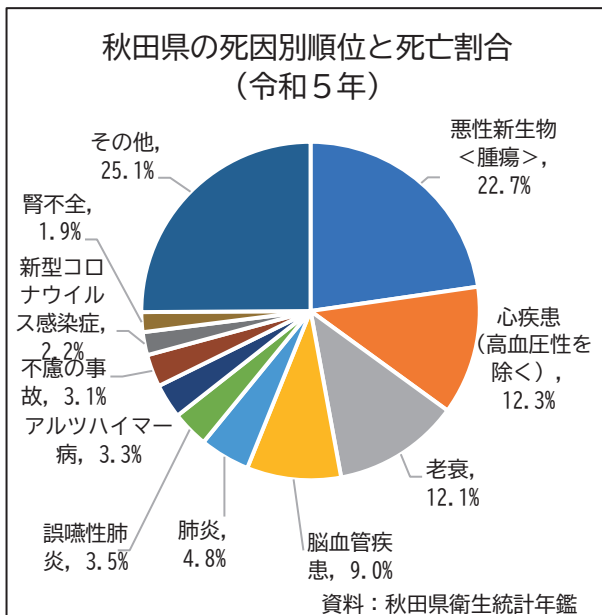
50.0%

「健康の駅」利用者数（年間）

4,040人

6,070人

関連グラフ



現状と課題

- 1 健康の維持増進には、市民自らの健康づくりに対する意識が大切ですが、個人や世代間によって差が生じています。市民の健康づくりの意識を高めるためには、健康に関心が薄い世代を含む幅広い世代への啓発活動・情報発信が必要です。また、がんやその他の生活習慣病の早期発見・早期治療のため健診受診率の一層の向上を図り、市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、工夫を重ねながら保健指導を推進する必要があります。
- 2 横手市の自殺者数は増減を繰り返していますが、自殺率は全国平均を上回る状態が続いています。自殺予防対策を強化するため、支える人材の育成や地域における関係団体とのネットワークの強化が必要です。
- 3 国民健康保険事業は、加入者数の減少や高齢化等により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、都道府県を単位とした保険料水準の統一化に向けて、全県の医療費に対する市町村の共同負担が求められています。後期高齢者医療制度も、団塊の世代が移行し今後も医療費増と被保険者の負担増が見込まれ、厳しい事業運営が続くことが見込まれます。被保険者数の推移や国・県の動向の見極めによる安定的な財政運営及び国民健康保険事業の効率的かつ効果的な運営の推進が必要です。
- 4 医師の高齢化や各職種での人手不足、患者数減少による収益減、人件費や資材の高騰、感染症対策などによる費用の増加により採算性が低下傾向にあります。市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに地域の二次医療機関として安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。そのためには、医療従事者の質・量の確保、また病院経営の健全化・安定化が必要です。

取組方針

市民が生き生きと日々生活できるよう心と体の健康づくりへの意識を高め、若い世代からの健康診断や保健指導、メンタルヘルス対策を強化し、生活習慣病の予防や心の健康づくりを図ります。これにより、医療費の適正化を図りながら、安定した医療保険制度の運営を行います。また、患者ニーズを踏まえた質の高い医療の提供に向け、人手不足の解消や経営の健全化・安定化を図ります。

施策の展開

1 各種健（検）診事業と感染症予防対策の実施

- 市民の病気の早期発見・早期治療につながる健（検）診事業を推進し、受診啓発にも注力しながら市民の受診率向上への取組を実施します。
- 医療機関や医師会と連携して予防接種事業を実施し、感染症の予防や拡大防止に向けた取組を実施します。

主要事業等 歯科保健事業、予防接種事業、健康診査費

健康増進活動の推進

- 健康増進計画をもとに、施策の推進や生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発を行います。
- 健康教育、健康相談の保健サービスを提供する健康増進事業を行います。
- 健康の駅において、健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病予防や介護予防に有効な運動プログラムを実践し、市民の健康増進の向上につなげます。
- 生活習慣病予防と重症化予防のため、栄養・食生活の改善に関する情報提供や普及啓発を行い、生涯にわたる健やかな暮らしの実現につなげます。

主要事業等 健康相談費、生活習慣病予防健診事業、健康の駅推進事業、栄養改善事業

2 心の健康・自殺予防への取組

- 市民の一人ひとりの気づきと見守りで大切ないのちをつなげるため、心の健康・自殺予防に係る人材育成やネットワークの強化に取り組み、地域での相談支援体制を充実させます。

主要事業等 心の健康づくり費

3 医療保険制度堅持への取組

- 市民が安心して地域で必要な医療を受けられる、医療保険制度を堅持します。

主要事業等 医療保険制度の運営（国民健康保険・後期高齢者医療）

4 市立病院の機能の分担と強化

- 二つの市立病院は、それぞれの特徴を生かしながら、急性期医療は横手病院で、在宅療養の支援は大森病院で担うことで役割分担し、地域に密着した病院として医療を提供します。

主要事業等 市立病院の運営

病診連携や病病連携の推進

- 市内の医療機関や横手市医師会と協力し、地域で必要な医療体制を維持します。
- 救急医療体制確保のため、複数の病院が協力して休日・夜間に救急患者の受け入れを行う体制や、小児救急外来を継続できるよう支援します。

主要事業等 医療体制整備事業

用語解説

- 急性期医療
病気やケガの発症直後から症状が安定するまでの、生命にかかわるような不安定な時期に行われる医療の事。



みんなで一緒にできること

- 私たちは、健康診断、検診を積極的に受診し、バランスの良い食生活とともに適度な運動を取り入れ、健康な心身を保ちます。
- 事業者は、社員の健康診断、検診を定期的を実施し、社員が心身ともに健康であるようサポートをしていきます。

関連計画

よこて健康増進計画、横手市食農推進計画、横手市自殺対策計画、横手市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画、横手市病院事業経営強化プラン

施策1-3

高齢者福祉の向上による生きがいの推進

施策担当部局：健康福祉部

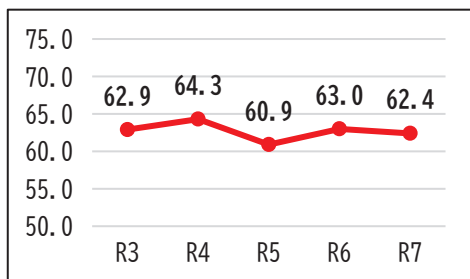
目指す将来の姿

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができ、高齢者のニーズや状況に対応した切れ目のないサービスを提供しています。

まちづくり指標

「高齢者福祉の推進」に対する市民満足度

過去5年の市民満足度（点）



現状値
(過去5年平均)

62.6点

目標値
(R12)

68.9点

施策の成果指標

認知症サポーター養成講座受講者数
(累計)

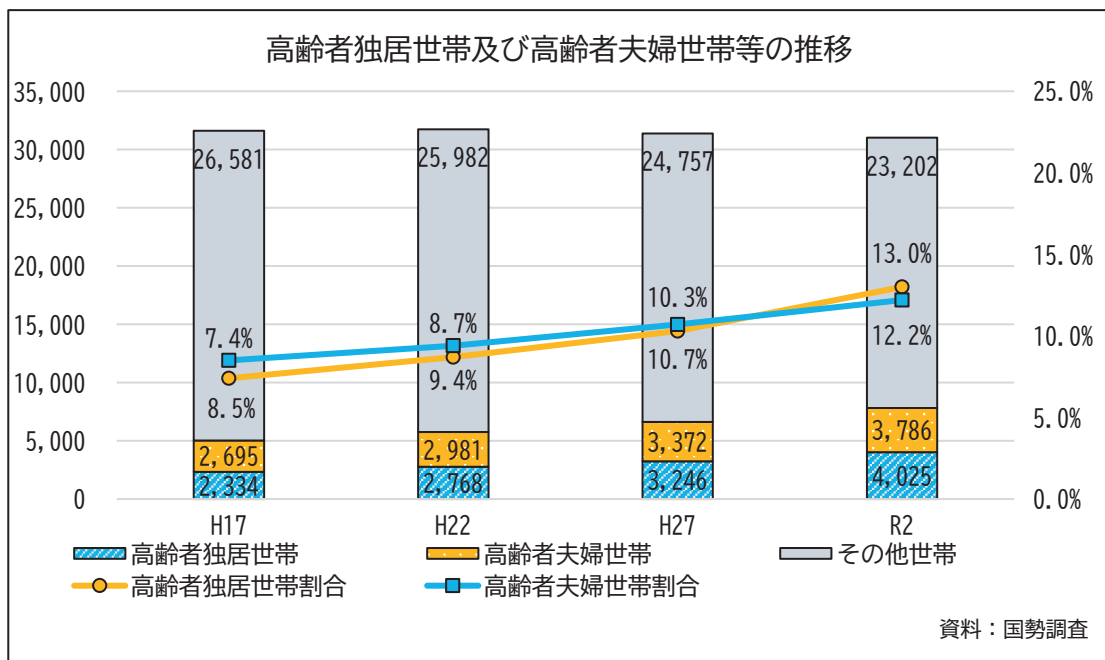
現状値
(直近値)

13,295人

目標値
(R12)

15,700人

関連グラフ



現状と課題

- 1 要支援・要介護認定者の多くは、生活習慣に起因する慢性疾患のほか、社会からの孤立や閉じこもりによる心身機能の低下がきっかけで介護が必要な状態となっています。セルフケアを中心とした若いうちからの健康づくりとともに、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組んで行けるよう、地域の実情に合わせた事業展開が必要です。
- 2 85歳以上人口の増加とそれに伴う脳疾患・生活習慣病等の増加などにより、認知症高齢者が増加傾向にあります。正しく認知症を理解するための普及啓発、本人・家族向けの相談窓口の充実や多職種連携体制整備などの取組が必要です。
- 3 少子高齢化と核家族化の進行により、従来のように家族や公的サービスだけでは、地域住民の生活を支えることが難しくなっています。高齢者が役割をもち、担い手として活躍できる体制づくりを推進するとともに、民間企業やNPO、ボランティアなど多様な担い手による支援の促進を図り、様々な生活支援の体制を整えていく必要があります。



取組方針

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう介護予防・健康づくり・生活支援に取り組むとともに、介護が必要になったときでも自分らしく安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実と強化を図ります。

施策の展開

1 介護予防の推進

- 通いの場や生涯学習、ボランティア活動等について情報提供し、参加を促進します。
- 老人クラブ及び介護予防を目的とした団体の活動を支援します。
- 個人の興味関心に合わせて選択できる介護予防メニューを提供し、自主的な取組を促進します。

主要事業等

生活支援体制整備事業、老人クラブ支援事業、一般介護予防事業、介護予防普及啓発事業

2 認知症との共生と予防

- 認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取組を推進し、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進めます。

主要事業等

認知症総合支援事業

3 高齢者の生きがいづくりの促進

- 介護予防や生活支援に関するボランティア人材を育成し、活動を支援します。
- 生活圏域単位で有償ボランティア活動が実施される体制を整備します。

主要事業等

生活支援体制整備事業

在宅医療の充実と医療介護の連携推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するとともに、住民や地域の医療・介護関係者との協働・連携を推進します。

主要事業等

在宅介護・介護連携推進事業

在宅生活支援の充実

- 支援や介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事や外出時の移動、食事、買い物など、暮らしの様々な場面で生活を支えるサービスを展開します。

主要事業等

日常生活支援事業

介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、介護サービスの質と量を確保するため、人材の確保・育成、介護保険事業を適正に運営します。

主要事業等

介護保険事業の運営



みんなで一緒にできること

- 私たちは、高齢になっても生きがいを持って活躍できるよう、若いうちから健康づくりと介護予防に取り組めます。
- 私たちは、地域で見守る体制作りに協力し、高齢者の生活を支援していきます。
- 私たちは、高齢者が活躍できる場や機会を提供します。

関連計画

横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画

施策1-4 安心して生活できる障がい者（児）福祉の充実

施策担当部局：健康福祉部

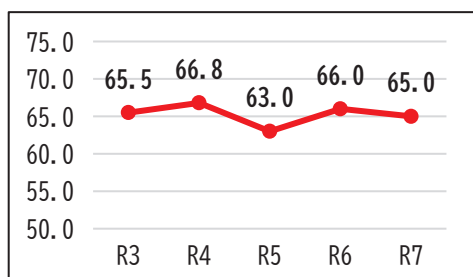
目指す将来の姿

障がい者（児）が社会参加し、自立した生活を送るための支援が充実し、差別や偏見のないまちになっています。

まちづくり指標

「障がい者（児）福祉の向上」に対する市民満足度

過去5年の市民満足度（点）



現状値
（過去5年平均）

65.2点

目標値
（R12）

71.7点

施策の成果指標

現状値
（直近値）

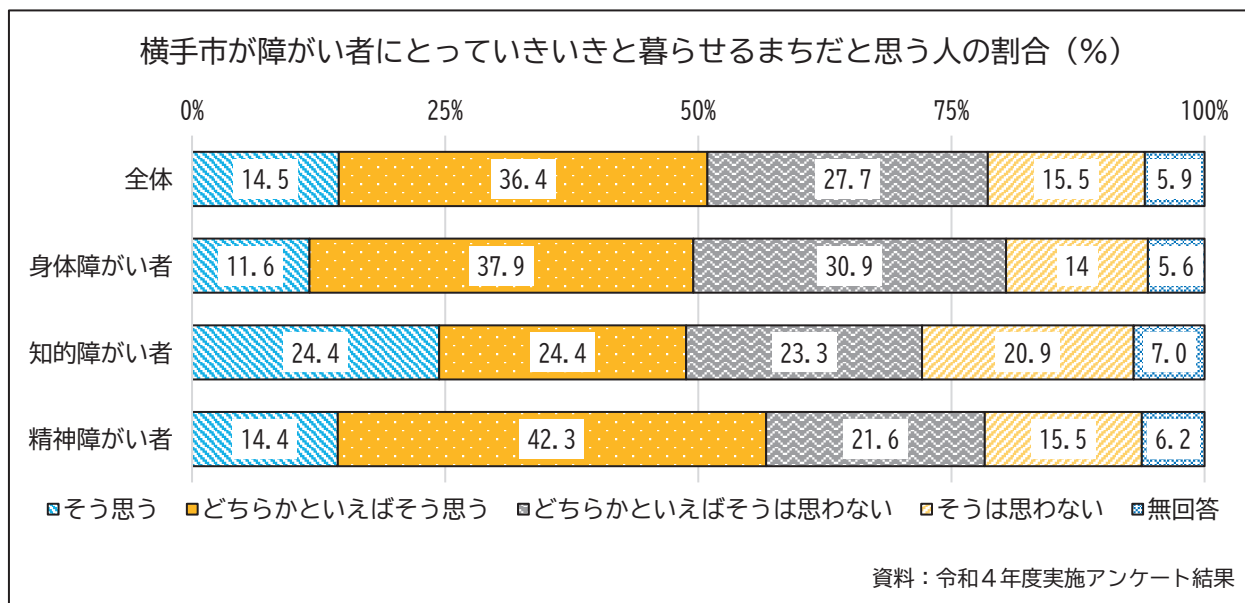
2,400件

目標値
（R12）

2,400件

日常生活用具給付等事業の延べ利用
件数（年間）

関連グラフ



現状と課題

- 1 障がい福祉サービス事業所数は、一定数確保されていますが、市中心部に多くが集中する傾向にあります。事業所の送迎範囲に限られることから、居住地によっては利用したいサービスが利用出来ない状況があります。手帳所持者では、知的障がい者と精神障がい者は微増しており、サービス利用も長期化する傾向にあります。地域ごとのニーズや障がい者の置かれた環境に応じた柔軟な支援が出来るように地域と事業所の連携や専門職の質の向上などを通して、より多くの障がい者が必要な支援を受けられる環境の整備が必要です。
- 2 精神科病院からの地域移行が進んだことや、地域で生活していた障がい者本人や家族の高齢化などから、住まいやサービスのニーズが多様化しています。市内の障がい福祉サービス資源では、ニーズと合致せず、市外にその場を求めざるを得ない傾向にあります。生活の拠点となるグループホームなどの住まいが、住み慣れた地域に整備されるためには、地域での理解と事業所との連携が必要です。
- 3 視覚や聴覚など障がいの特性によっては、情報が入手しにくい現状にあります。障がいの種類や程度に応じた情報取得手段の選択支援が必要です。また、通信ネットワーク利用や情報通信技術の活用により、どこでも誰でもが必要とする情報を得られるような体制づくりも必要です。
- 4 人口減少・少子高齢化が進んでいく中で、障がい者を介助する家族も高齢化し、「共倒れ」などの問題が深刻化しています。「親亡き後」の生活の場の確保が必要です。さらに障がいの特性に応じたサービスを提供することが、障がい者の自立と社会参加を実現するうえで必要です。

取組方針

障がいの特性や程度にあった細かなニーズや各ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けることができる体制の整備を行います。

こどもから大人まで、障がい特性や障がい者（児）について正しい知識を学ぶことで、障がいのある人もない人もすべての人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

広報など従来の情報提供の方法に加えて、新たな情報提供手段の体制を整備するとともに、各種相談体制を強化します。

施策の展開

1 障がい者（児）福祉サービスの充実

- 障がい福祉サービス事業所の地域格差が解消されるよう、事業所の開設相談時に働きかけを行います。
- 基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、情報やサービスの提供を適切に進め、障がい者が必要とするサービスを受けながら、暮らしたい場所で自立した生活が出来るよう支援していきます。

主要事業等 自立支援給付費、自立支援医療費給付事業

2 障がいに関する理解の促進

- 障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、障がい者への差別や偏見をなくし、障がいの有無にかかわらずお互いに支え合う共生社会の実現に向けた取組を実施します。

主要事業等 自立支援給付費、自立支援医療費給付事業

3 障がい者（児）への日常生活支援の実施

- 補装具や日常生活用具等の助成などで、自立した日常生活のための支援を実施します。市ホームページなどを活用し、必要な情報をどこでも得られ、問い合わせなども出来る体制を強化します。

主要事業等 補装具費支給事業、地域生活支援事業

4 障がい者の権利擁護の推進

- 成年後見制度の普及、啓発を強化することで、障がいの程度に関係なく、すべての障がい者が地域において尊厳ある生活を維持し、安全安心に生活できるよう支援します。

主要事業等 地域生活支援事業



横手ふくしフェスタの様子



みんなで一緒にできること

- 私たちは、障がいについて正しく理解し、お互いにその人らしさを認め合い、ともに支え合います。
- 事業者は、障がい者の雇用を推進し、働きやすい職場環境の整備に努めます。

関連計画

横手市障がい者計画・横手市障がい福祉計画・横手市障がい児福祉計画、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画

施策1-5 生活に困難を抱える人への自立支援の推進

施策担当部局：健康福祉部、建設部

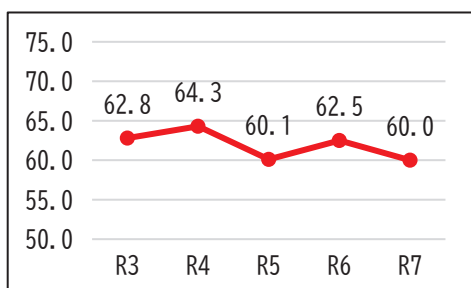
目指す将来の姿

生活に困難を抱える人が個々の状況やニーズに応じた支援を受け、安定した住まいや生活基盤を確保し、自立した生活を送っています。

まちづくり指標

「低所得者の自立支援の推進」に対する市民満足度

過去5年の市民満足度（点）



現状値
(過去5年平均)

61.7点

目標値
(R12)

67.9点

施策の成果指標

生活保護から就労により自立した世帯数（年間）

現状値
(直近値)

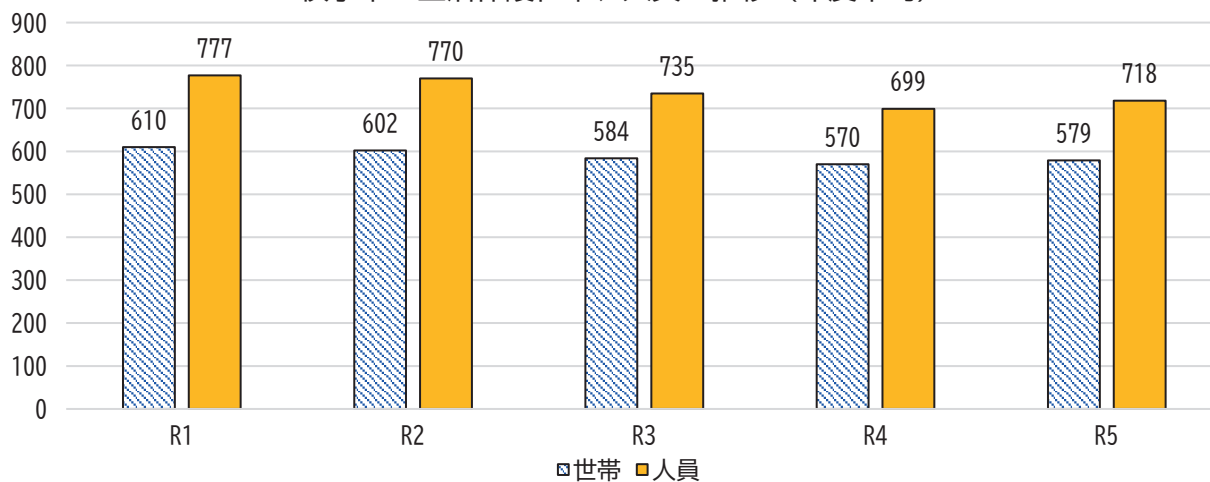
10世帯

目標値
(R12)

10世帯

関連グラフ

横手市の生活保護世帯、人員の推移（年度平均）



資料：秋田県「生活保護の統計」

現状と課題

- 1 生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、若年無業者、ひきこもりといった様々な要因があり、生活困窮者を取り巻く環境は多様化しています。地域住民などを含む地域ネットワークの強化と、生活保護に至る前段階からのアプローチを行い、社会生活や日常生活能力の向上など、個々の状況に合った支援を提供し、生活困窮者の自立の促進を図ることが必要です。
- 2 市営住宅等は、老朽化や生活様式の変化に十分に対応できていません。また、住宅に困窮している低所得者世帯、特に身寄りのない低所得者は保証人などを探すことが困難になっています。老朽化や生活様式の変化に対応した適切な維持補修やバリアフリー化など、居住環境の改善への対応が必要です。
また、住宅に困窮している低所得者世帯、特に身寄りのない低所得者で保証人などを探すことが困難な方に対し、居住支援協議会及び各種関係機関と連携を深めた対応が必要です。さらに、市営住宅と合わせて民間賃貸住宅への入居を円滑化し、重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、市民が安心して居住できる住まいを提供することが必要です。



市営住宅（南相野々住宅）

取組方針

生活困窮者の抱える問題が多様化している状況を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度での手厚い支援を継続し、早期の自立支援に取り組みます。また、セーフティネットの役割を果たし続けるため、「適正な生活保護の実施、運営組織の実施体制の充実」を進めます。

低所得の高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が抱える住宅需要への対応施策を展開し、市民が生き生きと暮らせる良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。

施策の展開

1 生活保護制度の適正な運用

- 最低生活保障の適正な実施をします。
- 安定的な生活の確保と自立に向けて、相談・指導・支援体制を充実します。

主要事業等 生活保護制度

生活困窮者制度の強化

- ひきこもり等、多様なニーズに対し、自立促進、住居支援、食料支援、就労支援など、総合的な支援体制を強化します。
- アセスメントを強化することでニーズを適切に把握し、個々の状況に応じた支援を提供します。
- 地域の関連団体と連携し、支援策を拡充し効果的に実施します。

主要事業等 生活困窮者自立促進支援事業、孤独・孤立対策推進事業

2 住宅確保要配慮者が安心できるセーフティネットの拡充

- 市営住宅等の本来の目的である住民生活の安定と社会福祉の増進を果たせるよう適切に運用します。
- 住宅資源を有効に活用し、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住環境を整えます。
- 地域の福祉関連団体と連携を進め、住宅所有者も安心して賃貸できるよう相互理解を醸成します。

主要事業等 公営住宅管理費





市営住宅（大中島住宅）

みんなで一緒にできること

- 私たちは、生活に困難を抱える人等が孤立しないよう目配り、気配りや声かけを心がけます。
- 事業者は、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を提供できるように環境を整えます。

関連計画

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画、横手市住生活基本計画、横手市営住宅等長寿命化計画

施策1-6 支え合いによる地域共生社会の実現

施策担当部局：健康福祉部

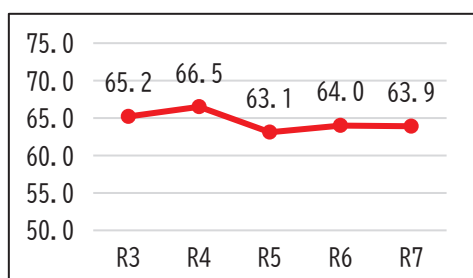
目指す将来の姿

地域住民がお互いに助け合い、地域の良さを生かしながら明るく安心して暮らすことができ、生きがいや役割をもって誰もが支え合うことのできるまちになっています。

まちづくり指標

「地域福祉の向上」に対する市民満足度

過去5年の市民満足度（点）



現状値
(過去5年平均)

64.4点

目標値
(R12)

70.8点

施策の成果指標

現状値
(直近値)

63人

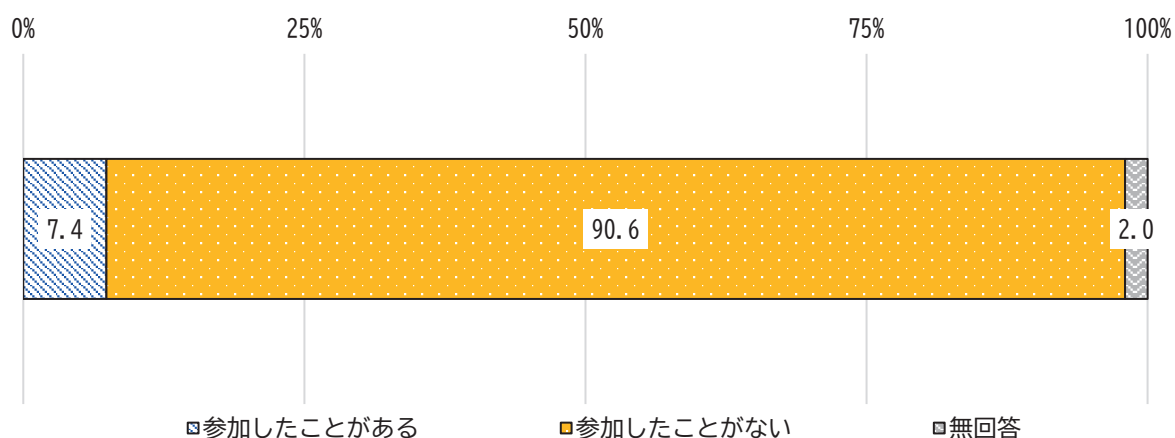
目標値
(R12)

69人

ボランティア団体への登録団体数
(社会福祉協議会登録)

関連グラフ

市が行っている福祉関係の養成講座に参加したことがある人の割合（％）



資料：令和5年度実施アンケート結果

現状と課題

- 1 少子高齢化と人口減少が進み、ライフスタイルも多様化する中、地域において孤立する世帯が増加しており、家族や地域間のつながりに頼った相互扶助の機能は弱まっています。地域の支え合い体制を再構築するほか、相談に来るのを待つのではなく、様々な予兆を検知することも含め、孤立する世帯への支援が必要です。
- 2 市民の困りごとが複雑化・複合化しており、既存の福祉制度だけでは充分に対応できなくなっています。同時に既存の制度や社会資源（人材、設備、サービス等）の側でも、人材不足や求められる支援技術の高度化など、新たな問題に直面しています。複数の支援関係機関が連携し、効果的に支援できる体制づくりが必要です。
- 3 「誰かの役に立ちたい」という意識をもつ人は一定数いるものの、ボランティア人材の中心となる担い手が不足しています。まとめ役の負担を分散し、高齢者を含めた誰もが「支える側」「支えられる側」の関係を越えて、担い手として活躍できる体制づくりが必要です。



ボランティア（地域食堂）の様子

取組方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体の支え合いのもと、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現につなげていきます。

施策の展開

1 多様な主体による支え合いの促進

- 地域住民等による地域福祉活動を推進するとともに、福祉活動を行っている関係機関・団体等が協働し、支え合い助け合う地域となるよう、地域福祉力を向上させます。

主要事業等 地域福祉推進事業

2 困りごとを抱えた市民に対する包括的かつ重層的支援体制の強化

- 国や県の動向を注視しながら、生活困窮者に対する自立支援対策を推進します。
- 社会的に孤立している要援護者に対し、相談に来るのを待つのではなく、こちらから出向いて必要な支援を行います。
- 既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を強化します。

主要事業等 重層的支援体制整備事業

3 地域福祉を支える人材の確保

- 民生児童委員や福祉ボランティア等、地域福祉を担う人材を確保します。

主要事業等 民生委員児童委員事業



付き添いボランティアの様子



みんなで一緒にできること

- 私たちは、ボランティア活動などの地域福祉活動に積極的に協力、参加します。
- 事業者は、従業員が地域福祉活動に積極的に参加できる職場環境づくりに努めます。

関連計画

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画、横手市障がい者計画・横手市障がい福祉計画・横手市障がい児福祉計画、横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画